

第14編 港湾海岸編

第1章 堤防、防潮堤、護岸

第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（堤防、防潮堤、護岸）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第4編港湾工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

海岸保全施設の技術上の基準・同解説	(平成16年6月)
日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説	(平成11年4月)
日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書	(平成13年4月、一部改訂 平成14年3月、一部改訂 平成15年3月)

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節海上地盤改良工の規定による。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節基礎工の規定による。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第3章第7節本体工（ケーソン式）の規定による。

第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第3章第8節本体工（ブロック式）の規定による。

第7節 本體工（場所打式）

本體工（場所打式）の施工については、第4編第3章第9節本體工（場所打式）の規定による。

第8節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第4編第3章第11節本體工（鋼矢板式）の規定による。

第9節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第3章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定による。

第10節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第3章第15節被覆・根固工の規定による。

第11節 上部工

上部工の施工については、第4編第3章第16節上部工の規定による。

第12節 消波工

消波工の施工については、第4編第3章第18節消波工の規定による。

第13節 裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第4編第3章第19節裏込・裏埋工の規定による。

第14節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第4編第3章第20節陸上地盤改良工の規定による。

第15節 土工

土工の施工については、第4編第3章第21節土工の規定による。

第16節 舗装工

舗装工の施工については、第4編第3章第22節舗装工の規定による。

第17節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第3章第23節維持補修工の規定による。

第18節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第3章第24節構造物撤去工の規定による。

第19節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第3章第25節仮設工の規定による。

第20節 雑工

雑工の施工については、第4編第3章第26節雑工の規定による。

第2章 突 堤

第1節 適 用

1. 本章は、港湾海岸工事（突堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編港湾工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月)

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成11年4月)

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

(平成13年4月、一部改訂 平成14年3月、一部改訂 平成15年3月)

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節海上地盤改良工の規定による。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節基礎工の規定による。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第3章第7節本体工（ケーソン式）の規定による。

第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第3章第8節本体工（ブロック式）の規定による。

第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第3章第9節本体工（場所打式）の規定による。

第8節 本體工（捨石・捨ブロック式）

本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第3章第10節本體工（捨石・捨ブロック式）の規定による。

第9節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第4編第3章第11節本體工（鋼矢板式）の規定による。

第10節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第3章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定による。

第11節 本體工（鋼杭式）

本體工（鋼杭式）の施工については、第4編第3章第13節本體工（鋼杭式）の規定による。

第12節 本體工（コンクリート杭式）

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第3章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定による。

第13節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第3章第15節被覆・根固工の規定による。

第14節 上部工

上部工の施工については、第4編第3章第16節上部工の規定による。

第15節 消波工

消波工の施工については、第4編第3章第18節消波工の規定による。

第16節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第4編第3章第20節陸上地盤改良工の規定による。

第17節 土工

土工の施工については、第4編第3章第21節土工の規定による。

第18節 舗装工

舗装工の施工については、第4編第3章第22節舗装工の規定による。

第19節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第3章第23節維持補修工の規定による。

第20節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第3章第24節構造物撤去工の規定による。

第21節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第3章第25節仮設工の規定による。

第22節 雑工

雑工の施工については、第4編第3章第26節雑工の規定による。

第3章 離岸堤

第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（離岸堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工その他これらに類する工種について適用する。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第4編港湾工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月)

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成11年4月)

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

(平成13年4月、一部改訂 平成14年3月、一部改訂 平成15年3月)

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節海上地盤改良工の規定による。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節基礎工の規定による。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第3章第7節本体工（ケーソン式）の規定による。

第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第3章第8節本体工（ブロック式）の規定による。

第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第3章第9節本体工（場所打式）の規定による。

第8節 本體工（捨石・捨ブロック式）

本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第3章第10節本體工（捨石・捨ブロック式）の規定による。

第9節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第3章第15節被覆・根固工の規定による。

第10節 上部工

上部工の施工については、第4編第3章第16節上部工の規定による。

第11節 消波工

消波工の施工については、第4編第3章第18節消波工の規定による。

第12節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第3章第24節構造物撤去工の規定による。

第4章 樋門・水(閘)門

第1節 適用

1. 本章は、港湾海岸工事（樋門・水（閘）門）における海上地盤改良工、基礎工、付属工、土工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第4編港湾工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月)

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成11年4月)

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書
(平成13年4月、一部改訂 平成14年3月、一部改訂 平成15年3月)

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第3章第5節海上地盤改良工の規定による。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第3章第6節基礎工の規定による。

第5節 付属工

付属工の施工については、第4編第3章第17節付属工の規定による。

第6節 土工

土工の施工については、第4編第3章第21節土工の規定による。

第7節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第3章第23節維持補修工の規定による。

第8節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第3章第24節構造物撤去工の規定による。

第9節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第3章第25節仮設工の規定による。

第10節 雑工

雑工の施工については、第4編第3章第26節雑工の規定による。

第5章 養 浜

第1節 適 用

1. 本章は、港湾海岸工事（養浜）における土捨工、土工その他これらに類する工種について適用する。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第4編港湾工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月)

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成11年4月)

日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書

(平成13年4月、一部改訂 平成14年3月、一部改訂 平成15年3月)

第3節 土 捨 工

土捨工の施工については、第4編第3章第4節土捨工の規定による。

第4節 土 工

土工の施工については、第4編第3章第21節土工の規定による。